

原山中学校父母と教職員の会 規約

1. 名称及び事務局

この会は印西市原山中学校父母と教職員の会といい、事務局は同校(千葉県印西市原山1-2)に置く。

2. 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校、地域における子どもたちの幸福な成長を追求し、地域の公益に資することを目的とする。

3. 活動

上記の目的達成のために次の活動をする。

- (1) 会員の意思疎通を図るための定期的な会議
- (2) 学校行事への支援・参加
- (3) 教育環境の整備
- (4) 部活動等学校活動の支援
- (5) その他必要な活動

4. 会員

この会は本校の生徒の保護者及び現職にある教職員を会員とする。

5. 役職

この会に次の役職を置き、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

また、本部役員(会長、副会長、書記、会計、学年長)は今後の再任を永久免除、それ以外 の学級委員、家庭教育学級委員経験者は任期終了後5年間は再任を免除する。

- 会長 1名(保護者)
- 副会長 4名(内1名は教職員)
- 書記 2名
- 会計 2名以内(内1名は副会長が兼務出来る)
- 会計監査 3名(内1名教職員)
- 学年長 1名

学級委員 各学級3名(欠員が生じた場合補充出来る)

- (1) 会長、副会長、書記、会計は全学級委員の中から互選により選出する。
- (2) 学年長は各学年の互選により選出される。
- (3) 学級委員は各学級の会員の互選により選出される。
- (4) 学校長は顧問として会の活動について助言することが出来る。
- (5) 家庭教育学級委員経験者は、父母と教職員の会役員経験者と同様の扱い(任期終了後5年間は再任を免除する)とする。

6. 組織

この会の会合は、総会・全体委員会・運営委員会・役員会とする。

- (1) 総会は、この会の最高議決機関であり、次のことを決定する。
 1. 事業報告・会計決算報告・会計監査報告の承認
 2. 事業計画・予算の承認

3. 役員承認
4. 規約改正
5. その他必要事項

(2) 定期総会は年1回開催し、会長が招集し、会員の3分の2以上の出席(委任も含む)を得て成立する。議事の決定は出席者の過半数以上をもって行う。

(3) 全体委員会は全学級委員によって構成され、全校的規模の活動について協議する。会長により招集されるものとし、総会に次ぐ議決機関とする。また、会長が必要と認めた場合、総会の承認を得て特別委員会を設けることが出来る。

(4) 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計・学年長により構成され、必要に応じ会長より招集され、諸活動の企画・連絡・調整を図る。

(5) 役員会は、会長・副会長・書記・会計により構成され、必要に応じて会長が招集し、諸活動の企画・連絡・調整を図る。

7. 会計

この会の会計処理に関する事項は別に定める細則による。

8. 会費

会費は、年3,000円(運営費会計は1名につき2,000円、学校活動充実特別会計の収入は、1名につき1,000円)とし、教材費等引き落とし時に併せて徴収する。(引き落とし日は学校側と都度確認)。但し、転出・転入の場合は下記の金額を納付及び返納する。

1学期中の転出...2000円返納

2学期中の転出...1000円返納

1学期中の転入...3000円納付

2学期中の転入...2000円納付

3学期中の転入...1000円納付

附 則

1. この規約は、令和元年5月9日から一部改正して実施する。
2. この規約は、令和2年5月1日から一部改正して実施する。
3. この規約は、令和5年12月12日から一部改正して実施する。
4. この規約は、令和7年5月10日から一部改正して実施する。